

株式会社きらりコーポレーション コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社きらり、コーポレーション（以下「この会社」という。）の倫理規程の理念に則り、この会社に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この会社の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この会社のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス委員会
- (2) コンプライアンス委員長
- (3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス委員長)

第4条 コンプライアンス委員長は、代表取締役が取締役の中から選任する。コンプライアンス委員長は、定期的にこの会社のコンプライアンスの状況について代表取締役に報告する。

2 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス委員長の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員長、事務局長、コンプライアンス統括部門長、事業部長及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス委員長が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第7条 この会社の総務部をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス委員長及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 従業員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス委員長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス委員長の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 従業員等は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス委員長に直接、同項の報告をすることができる。

(従業員等のコンプライアンス教育)

第9条 この会社は、従業員等に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、従業員等はこの会社の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第10条 従業員等が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員の場合は、戒告とし、従業員の場合は、就業規則又はパートナー従業員就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、代表取締役がこれを行う。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役が別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、代表取締役が行う。

附則（施行日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和5年4月改正）

この規程は、令和5年4月3日から施行する。